

高圧ガス製造施設・貯蔵所・特定高圧ガス消費者の承継申請に必要な書類

書 類	記 載 内 容 ・ 留 意 事 項 等					確認
1 高圧ガス製造・貯蔵所・特定高圧ガス消費者承継届書 (規則)	一 般	液 石	冷 凍	特 定		
	1種製造	9条	10条	10条	12条	
	2種製造	9条の2	10条の2	10条の2	-	
	1種貯蔵	24条	25条	-	-	
	特定消費	54条の2	51条の2	-	-	
2 法人登記簿謄本	個人の場合は住民票					
3 委任状(包括委任で対応) 代理人が申請する場合						
4 承継の事実を証明する書面 (規則)	法第10条、第10条の2による相続、合併、分割の事実を証明する書面 なお、相続人が2人以上あるときは、承継すべき相続人の選定に係る全員の合意書					

(注)

- 1 承継をした者は、遅滞なく届け出ること。
- 2 第一種製造者にあつては、「保安統括者等選任届書」、「危害予防規程届書」を併せて届け出ること
- 3 特定高圧ガス消費者にあつては「高圧ガス取扱主任者届書」を併せて提出すること
- 4 第二種貯蔵所所有者については、新たに「第二種貯蔵所設置届書」を提出すること。

届出に当たってのお願い

- 1 法改正等により届出当初と現行法で事業者の区分等が異なることもありますので、事前に必ず当課とご相談ください。
- 2 届出内容によっては図面等の添付が必要な場合がありますので、事前に管理業者・納入業者等にご相談されることをお勧めします。